

岩手県告示第300号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
建築住宅課	がけ地近接危険住宅移転事業費補助、 <u>地域優良分譲住宅供給事業費利子補給補助</u> 、災害復興住宅融資利子補給補助及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助	建築住宅課	がけ地近接危険住宅移転事業費補助、災害復興住宅融資利子補給補助、 <u>住みたい岩手の家づくり促進事業費補助</u> 及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助
空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助及び <u>花巻空港保安対策費補助</u>	空港課	<u>花巻空港保安対策費補助</u> 、花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助及び <u>空港ターミナルビル機能向上事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			